

熊本県知事 蒲島郁夫 様

## 再生可能エネルギーへの転換促進と、乱開発を規制するための 実効あるルールの確立を求める要請書

2021年9月30日

日本共産党熊本県委員会  
委員長 松岡 勝



再生可能エネルギー（以降、再エネと表記）の導入・普及は、温暖化抑制のためにも喫緊の課題であり、一層の推進が求められています。また再エネは本来、その地域固有の資源であり、地域住民の利益につながるべきものです。

しかし、持続可能な発展をめざすための一環であるはずの再エネの取組みも、環境面や土地利用に関する規制が弱く、きちんとしたルールや規制が未整備のまま、地域外資本や外国資本による利益追求を優先した乱開発が起き、住民の健康・安全や環境保全にかかわる問題を引き起こしています。

今後カーボンニュートラル社会の実現達成を図るうえでも再エネの最大限の導入、主力電源化は必要不可欠ですが、大量導入を進めるうえでは地元住民の合意と地域振興への貢献、安全面が担保できる関係法令の整備・改善・強化が求められます。

熊本県は、蒲島知事みずからが繰り返し、2050年に県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指すことを宣言されています。そうであるならば再エネの普及拡大は決定的に重要な課題となりますが、一方で県内各地域においては、再エネ施設設置にかかわってのトラブルも続発しています。こうした問題の解決なしに目標の達成はあり得ません。

そこで、熊本県に対し以下の項目について要望するものです。

### 1、自然環境や生活環境を保全するため、再エネ規制区域を設定すること

地球温暖化対策推進法の改正では、市町村があらかじめ経済性や地形、地域住民の了解などの条件を満たしたエリアを「促進区域」とし、太陽光発電所や風力発電所などの再エネ事業を誘導することが明記されました。自治体が関与しながら地域トラブルを避け、再エネ導入の加速化を図ることが狙いですが、真に地域トラブルの解消を図るうえでは、自然環境や生活環境を保全する区域の指定も必要です。

この点について政府は国会答弁で、「市町村が事業の適地を抽出して促進区域を

設定する場合には、国や都道府県が定める環境配慮の基準を踏まえつつ、再エネポテンシャルや環境保全を優先すべきエリアを考慮して促進区域を設定していくということを想定」しているとし、さらに「促進区域を定めるプロセスにおいて、保全すべき対象をいわば除外するというプロセスが想定されておりますので、そこについて市町村なりが任意に何らかの形で情報を公開するということは考えられる」と、市町村や都道府県が「再エネ規制区域」の設定について果たしうる役割についても言及しています。

環境省は同法の施行に向けて、「ネガティブゾーニング」（不適地を外すなど）の設定についても検討を進めることとしました。傾斜地などに設置されたメガソーラー施設（それに伴う皆伐・盛り土などの山林開発）による土砂災害への不安が広がっているもとで当然のことです。小泉進次郎環境大臣も、「国民の皆さんの不安の払しょくと、危険なところには立つものではないことを明確にしなければ、再エネに対する理解も共感も得られにくいのであれば躊躇なく対応することも必要」と発言しています。

山梨県では7月、土砂災害が発生する恐れが高い区域や、施設を新設する際に森林伐採を伴う区域を「設置規制区域」と規定し、そこでは出力10キロワット以上の施設の新設を原則禁止するという条例を制定しました。同県の土地の8割が設置規制区域となります。

熊本県におきましても、県独自の取組として、自然環境や生活環境を保全するためにも再エネ規制区域を設定されるよう求めます。

## 2、住民合意の義務化など、再エネ設備の設置に関する関係条例を制定すること。

林野庁は令和元年12月、「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について」を発出しました。これは太陽光施設の設置を目的として、大規模な森林の改変を伴う事業等が増加し、周辺住民の反対運動なども広がる中で、太陽光発電施設と地域との共生のための規制整備等の要望が全国知事会、全国市長会、全国町村会などからなされている状況を踏まえ、林地開発許可制度の一層の適切な運用を図るために出されたものです。その際、森林水文学、森林の崩壊防止機能、地滑り対策、景観、行政法等に知見を有する有識者による検討会を開催し、「切土量及び盛土量」、「自然斜面での設置基準」、「排水の技術的基準」、「森林の配置の基準」、「その他の配慮基準」などについての検討結果がまとめられています。

熊本県は9月16日、南関町の大規模太陽光発電所建設に伴う土砂流出問題を受け、林地開発の規制を強化する方針を表明しました。年内の要項改正をめざす、

とのことです。林野庁がおこなった検討結果等を十分に踏まえ、太陽光発電施設の設置と地域との共生が図られる実効性ある許可基準を定められるよう求めます。

梶山弘志経済産業大臣は、「地域に根差した再エネ導入拡大を進め、地域住民の信頼を獲得していくことが重要」「地域共生を円滑にするための条例策定を検討したい自治体をサポートする観点から、条例のデータベースを構築して事例の展開に努めたい」と述べています（5月20日参院経済産業委員会）。

経産省の資料によると、2020年度時点で134件の再エネ発電設備の設置に関する条例が制定されています。2016年度には26件だったものが、5年で約5.2倍に増加し、全国の自治体の約一割弱が再エネ条例を制定している状況です。また太陽光発電設備の規制について4県が条例をつくっています（7月29日時点）。先ほど紹介した山梨県のほか、岡山県では土砂災害特別警戒区域などでの新設を原則禁止、和歌山県と兵庫県では、一定規模以上の施設について知事の認定や届け出を必要と規定しています。

いっぽう、早期の段階において事業に対する住民合意を義務付けることも重要です。石巻市議会では、事業用地買収段階から地権者以外の広い地域住民への事業計画の周知と理解を得ることの義務付けなどを求める意見書が全会一致で採択されています。

熊本県としても早急に条例をつくり、住民合意、防災と環境に配慮した適正な省エネ施設の設置及び維持管理がはかられるよう求めます。

### 3. 安全や環境保全が担保できるよう、法整備・改正を国に求めよ

再生可能エネルギーの導入・普及の取り組みは、持続可能な発展をめざすための一環であるはずのものです。環境面や土地利用に関する規制が弱いため、きちんとしたルールや規制が未整備のまま、地域外資本や外国資本による利益の追求を優先した乱開発が起き、住民の健康・安全や環境保全にかかわる問題を引き起こしています。再生可能エネルギーの健全な発展のためにも、解決が急がれる問題です。

森林法などの現行法は、森林を伐採してメガソーラー発電所を作るなどの事態を想定していません。環境保全のための森林法改正、土砂崩れの危険性も評価事項に加えるなどアセスメントの改善が必要です。

事業の立案及び計画の段階から情報を公開し、事業者、自治体、地域住民、自然保護関係者、専門家など広く利害関係者を交え、その地域の環境保全と地域経済への貢献にふさわしいものになるよう義務付けるべきです。

梶山経産相は、「希少野生動植物の生息には十分配慮して発電設備を建てる場所の選定を行なう」ことが推奨されている事業者向けの事業計画策定ガイドラインにつ

いて、5月の国会答弁で「事業者がガイドラインを守っていない場合には、認定取り消しもありうる」と述べています。現行の環境アセス制度は事業実施にストップをかけられるものとなっていませんが、違反者に対する罰則規定を設けるなど、法的拘束力を持ったものに改善すべきです。

また発電開始後も点検を行い、環境破壊や人体への悪影響がある場合には必要な是正措置を取らせる必要があります。

ぜひ熊本県からも、こうした関係法令の改善・強化を国に求めていただくよう訴えます。

以上